

は復興について中心に聞かせていただきたいと思  
います。

まず、防災集団移転事業について、パネルを出  
していただければと思います。実はこれは、防災  
移転が、今、住宅の確保ということでも最優先課題  
になっていますが、どうしても、津波の被災地に  
おりますと、少しでも高台、安全な場所、そうい  
うところに住みたいという気持ちがあります。で  
すから、多くの被災民は実はこの防災移転事業に  
大変期待をしている。例えば、新しい土地にはか  
なり安い土地の使用代で移ることができる。そこ  
に建てる家については利子補給も受けることがで  
きる。あるいは低い土地で、どうしてもこれは市  
として今後も使えないという場合には、その個人  
の土地を買い上げることが出来る。防災移転事業  
に指定をされると大変プラスになります。そして、  
これを多くの方が期待している。

ところが、実は、つい先日行われました防災移  
転事業の自治体への説明会の中で、ここにありま  
すように、同じような土地であっても低地のゾー  
ンとかさ上げをしたゾーンでは差が出てきまし  
て、かさ上げをしたところでは基本的に防災移転の対  
象にしない、こういう報告がございました。これ  
を聞いて各自治体、これは恐らく被災自治体はみ  
んなそうだと思います、大変驚きました。という  
のは、もう既に、このゾーンを決める前に住民は、  
私たちがこのエリアはみんなだまどまってこの  
地域に防災移転をしよう、そういう思いで、もう  
皆さん結束して話し合いをしている。

そういう中で、例えばここにありますがように、

### ○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。

きょうはテレビ中継は入っておりませんが、ネ  
ットで見ている方もいらつしやるので、パネルを  
使わせていただきたいと思います。きょう

気仙沼市の松岩地区という、これは住宅が密集したところ。三日前の撮影です。津波で全てなくなりました。この人たちは、では全員でもう少し高いところに、あるいはこの地域の中で、かなりの方は高いところに移りたいと思っているんですが、ここに線引きがされて、低地ゾーンと盛り土ゾーンというふうに分けられてしまいました。そして、この盛り土ゾーンの方々は移転対象にならない。そうなったら、今までみんなで結束して、地域でコミュニティを生かして頑張っていく、そういう方々が気持ちが悪えてしまう。

さらに言うと、この盛り土ゾーンでも、では盛り土して実際にいつできるかという、市の説明では、四、五年はかかると言うんです。そうすると、四、五年盛り土にかかるのであれば、四、五年たつて家を建てるということは、一体、何年間この土地の人たちは仮設住宅に住めばいいのか。二年なんてものじゃない。

私は今回お願いしたいのは、かさ上げも大事です、いろいろな防災体制も大事ですが、せっかくな地域の皆さんがこうして集団防災移転をやるんだ、そういう思いがあるのであれば、既にまとまっている計画の場所については、低地だろうがかさ上げだろうが、ともに採択の対象にしてください。これがやはり被災地の今の生の声だと思えますが、きょうは、担当されております国交大臣にお伺いしたいと思っております。

○前田国務大臣 小野寺委員にお答えいたします。今のお話を聞いていて、全くそのとおりだと思います。被災を受けた、本当に、御家族を亡くし、

悲劇の町を皆さんと一緒に復元しようとしているわけですから、コミュニティがしっかりと形成されて、それが持続することが一番重要なまちづくりの観点だと思います。そのためのいろいろな施策をこうやって講じているわけでございますから、その実現に供するような運用の仕方を知恵を出してやるべきだ、こう思っております。

今この写真を見ながら御説明を聞いていたんですけれども、五メートルとかいう高さに盛り土をしてということになって、五年とかそのぐらいかかるということになると、盛り土なんというのは、また落ちつくのに随分という問題がありますよね。

お聞きしていると、具体的な事業手法の選択や事業の計画というのはまだこれからだというふう聞いておりますので、例えば津波地域復興拠点市街地整備事業というふうな、こういったことになったところを復興させるときに、そういう拠点的な中枢機能のあるものをちよつと集めて、そこは特別に何か手当てをするというような制度もあります。そのときには、区画整理によらない、直接買取というんですか、そういう方式もあるようですから、専門家も、多分まちづくりの専門家がそこに派遣されていると思いますので、ぜひお地元で、先生がおっしゃるように、持続するコミュニティができていく、しかも、安全なように、前には防潮堤がちゃんとできるわけでございませうから、津波の避難ビルのなものも中枢施設としてつくっていくけば、直ちに取られるような考え方だつて出てくるんじゃないのかな、こうい

うふうに思いました。

○小野寺委員 ちよつと大臣に再度認識を、改めて御指摘をして、いただきたいと思えます。

今、市街地の整備事業については、実はこれは、国交省の指示として、一つの市の中で二カ所しかだめだ、しかも面積も一定面積しかだめだという指摘が出ているんです。ですから、気仙沼市でいえば、松岩地区はその地域に当たらない、もつとほかにもこういう地域がたくさんありますから、ですから、そういうのが実はできないから、ここは集団防災移転事業でやるということ。

そして、一言だけ再度お願いしたいのは、ここで、例えばもう既に集団防災移転事業で地域がまとまって計画を立てているところについては、今回このようなかさ上げをするゾーンと仮になったとしても、防災移転事業の対象として基本的に認める、その一言だけを期待したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○前田国務大臣 ちよつと私もこの運用の基本線みたいなものがどうなっているかということをしつかり認識しているわけではないので、そこまではちよつと言えませんが、趣旨として、そこにコミュニティをちゃんとみんなで寄ってつくるよと言っているのができないようなことになれば、この趣旨じゃありませんので、そういうふうになるように指導をいたします。

○小野寺委員 ぜひその指導に期待をしておりますし、うまくいかない場合には、累次の委員会もございまして、その中でまた繰り返し御指摘をさせていただきますと思っております。

さて、もう一つ。実は今回、これは大変私どもも期待をしているんですが、復興交付金の制度がござります。

きょうは、平野担当大臣、日ごろ大変いろいろな形で直接お願いをしておりますが、少し指摘で確認をしたいのは、今回のこの事業の中で、例えば備蓄物資あるいは防災の通信機器、これについて整備をする事業があるんですが、これは、被災した場所、ここでしか実は整備ができないということになっていきます。

私は、本来、今回被災したところにまた備蓄倉庫をつくるのか防災無線の拠点を置くというのはナンセンスな話で、普通であれば、それこそこういうものを少し高台の、津波が来なかった場所に備蓄倉庫をつくったり防災無線をつくるのが普通だと思っております。

恐らくもともとそういうことを想定していないと思うので確認したいと思うんですが、当然、この備蓄倉庫や防災通信機器は、津波が起きていない、そういう地域につくっても今回はこの事業で認めると確認してよろしいでしょうか。

○平野（達） 国務大臣 担当大臣でお恥ずかしい話ですが、そういう要綱になっているということには私承知しておりませんし、もしそういう要綱になっているとすれば、その考え方はちょっとおかしいというふうに思います。

いずれ、津波で襲われた地域にしかできないという発想は、もしそういった状況になっているとすれば変えなければならぬというふうに思います。地域の合意でもうちょっと安全な場所につく

りたい、当然のことながらそういう発想は出てくると思いますが、その地域の意向を尊重することが基本だというふうに思います。

○小野寺委員 それから、基幹事業の中で土地区画整理事業があるんですが、これは実はつくるのに、一年以上設計にかかります。そうすると、既に被災地では、工場等がもう自分で再開したいということ、事業者が自分で盛り土をしている、そういうところもござります。

本来、こういう効果促進にかかわる事業というのは効果促進事業で見れるんですが、効果促進事業のネガティブリストの中には、人件費とかあるいは直接個人の資産になるものはだめだということになっていくんですが、例えばこうやって、いち早く再開したい工場が自分たちの力でかさ上げをした、これについては効果促進事業の対象という形で見ることはできないでしょうか。

○平野（達） 国務大臣 補助金の適用として遡及できるかどうかという御質問かと思えますけれども、これについては若干難しい問題がありまして、一般論としてこうだという断定をすることは差し控えさせていただきます。

ただ、ケース・バイ・ケースにおいて、地域の総意でやったというところ、補助金が来るまで待つていてそれでやったところの差をつけるのがいいのかどうかということについての御指摘は真摯に受けとめなくちゃならないというふうに思います。

いずれ、ケース・バイ・ケースで考えさせていただきます。きょうはちょっと答

弁をさせていただきたいというふうに思います。

○小野寺委員 これは決して事業者の指摘ではなくて自治体からの指摘ということですので、当然自治体から、このかさ上げについては、例えば去年の夏に、カツオの水揚げをするために氷をつくるから緊急にやらなきゃこれは市場として機能できないじゃないかと、冷蔵庫が必要だとかそういうことでやむなくやった場合もござりますので、そういう全体像をこれから市の方として御提案させていただきますので、効果促進事業の中で見ていただければ、既に頑張っている事業者に応援できるような形をお願いしたいと思っております。

それから、同じく効果促進事業、これは幾つかちよつと私どもも問題があると思っているのは、例えば水産物の物産館、これが今回津波の被災を受けました。そして、これは基幹事業で今回直すことができます、おかげさまで。ところが、効果促進事業ということで、別な附帯事業については、物産館が上がるまでは実はこの事業はできないとされています。もうこの二月、三月にはワカメの収穫ができます。せつかく、復興のワカメを PR したい、効果促進事業で PR をしたいと思っております。肝心のその物産館を直すには二、三年かかります。それができるまでは、実はこの PR 等は効果促進事業でできないと言われている。多分大臣は知らないと思います。

こういうことを運用の中でしっかりと対応する、効果促進事業は基幹事業ができなくてもやれるんだというふうにぜひ変えていただきたいと思います。

ですが。

○平野(達) 国務大臣 そういふ趣旨に効果促進事業を使いたいということであれば、使わせないという理由は私はないのではないかと、いふふうに思いますが、すぐ担当の方ときつちり詰めたと思います。

○小野寺委員 もう一点だけ、またちよつと細かいお話ですが、被災地は本当に瓦れきの山です。ですが、その中に学校がようやく開校しました。そして、夕方になるとどうしても、登校、下校が暗くなります。街灯の整備、これを今回の基幹事業で認めてもらうことになりました。

ところが、街灯の整備は市道の区間しか認められない。子供たちが歩くエリアというのは、県道もあれば国道もあれば、あるいは民間の土地のところもある。私は、街灯の整備についても、市道のところだけというちまちました話じゃなくて、基本的に、市がこのエリアの街灯整備は基幹事業でやりたいと言え、対象にさせていただくようなことはできないでしょうか。

○平野(達) 国務大臣 私も、被災地を訪問したときに、特に冬なんかは日暮れが早いですから、真っ暗なところを子供たちが帰ってこなくちゃならない、街灯を何とかしてもらいたいという要望は再三受けております。

その意味で、そのことについても、検討はもう指示したところでありませうけれども、まだその点不十分などがあるということであれば、必要などころはできるだけ地元意向に沿った形でつけるような方向で運用を図るように指示したいと

いふふうに思います。

ただ、何でもかんでもというふうなわけにはいかないという点もちよつと御了解いただきたいというふうに思います。

○小野寺委員 通学路をせめて明るくしてあげたいという親御さんや住民の気持ち、それをぜひ酌み取っていただいて、そこが何道であるからということと事業の対象になる、対象にならないということとはぜひないようにお願いをしたいと思いません。

さて、瓦れきのお話を少しさせていただきますと思います。

お手元にも資料があると思いますが、白黒で済みません、予算の関係で。上の写真は昨年七月四日、下の写真は、三日前でしょうか、ことしの一月三十日に撮った同じ場所です。気仙沼の中央公民館の付近、恐らく石巻も同じような状況になっていると思うんですが、瓦れきは何も変わっておりません。

今、瓦れきの処理、撤去のことで一生懸命みんな頑張っているんですが、ようやく、これから恐らくいろいろなプラントが建って、区分をして焼却等をしていくと思うんですが、今最大の問題は、実はこの焼却の問題です。

瓦れきを燃やすと、これは実は、放射能のレベルというのは当然燃やして大丈夫なレベルということになります。燃やして、灰です、例えば体積が百分の一になったり体積が千分の一になったりすると、逆にその灰に含まれる放射能というのは、百倍とか千倍とか、濃縮されると聞いてい

ます。そうすると、今は実は基準値を十分超えていない問題のない瓦れきでも、これを焼却していくと最終的には基準値を超えてしまう。では、この残った灰はどうしたらいいんだ、これが実は方針が決まっていないんですよ。

ですから、今、プラントも建って、さあ、ようやく整備できると住民は思っています。でも、実際焼却が始まると、例えば石巻だって、たしか、稼働しても二年間で全体の三割しか処理できないと新聞に出ておりました。でも、もつと大きな問題は、燃やしたときに残った灰、これをどうするかを決めないと燃やすに燃やせない。恐らく、その方針が決まらないとこの山というのは、この脇に焼却炉のプラントができたとしても、延々とずっとこのまま残っていくんだと思うんですよ。

きょう、細野大臣に来ていただいています。ぜひ、焼却した後の灰の問題、これをやはり国の方針を示していただかないと瓦れき撤去は前に進まない、そのことを改めて御指摘させていただきたいんですが、国の方針についてお伺いいたします。

○細野国務大臣 週末、私も石巻へ行つてまいりました。改めて廃棄物の問題の現状を見てまいりました。とにかくこれをやり切らないと復旧は前に進みませんので、三つの方法で今やっております。

一つは、仮設の焼却施設をつくる。例えば石巻であれば五基、春にはこれをスタートさせられるようにということをやっております。もう一つは、やはりできる限り災害復旧事業にそれを使ってい

く。つまり、単に焼却をしたり、さらには最終処分するというのではなく、リサイクルをしていくという方法を模索しておりまして、その二つの方法で、できる限り現地でしっかりと処分できるようにするという事。

さらにもう一つは、広域処理です。全国で既に山形県、東京都が受け入れていただいています。意欲を持って手を挙げていただいている自治体はかなりの数出てきておりますので、後は丁寧の説明をして、そこで処理ができるようにということをやっております。

今、小野寺委員から御質問がありました灰の処分の問題ですが、結論から申し上げますと、宮城県の廃棄物については、灰についても基本的には問題のないレベルだというふうに考えています。大体、灰にしますと、十倍からせいぜい数十倍への濃縮なんです。例えば宮城県内の石巻のような地域の廃棄物であれば、極めて低いレベルですので、濃縮しても、それこそ八千というところよりははるかに低い水準にとどまります。ですから、そういう水準です。処分についても確実にできるといふふうに考えておりますので、もちろん安全性については完全な確保が必要ですが、そのやり方で、県内で処分できるものはしっかりと最後までやっていくという方法で問題ないというふうに考えております。

○小野寺委員 同じように、例えば汚染稲わら、これも、まだ全く処分できずにみんな山積みになっているんですが、もし燃やした場合、それが灰になっても基準値以下というふうに考えていいん

でしょうか。

○細野国務大臣 実は、稲わらは、廃棄物の灰と比較をしても、また違うレベルで高いんです。

これは、原因が若干解明し切れていない部分があるんですが、どうも巻き取る形になるものから、土の中の一層濃いとところを集めて、それが入り込んだような形で稲わらというのは大きい丸になっているようにして、それがあまるものですか、廃棄物のレベルとも全く違うし、灰よりもはるかに高いレベルなんです。ですから、稲わらの処理はまた別次元で非常に難しくなっております。今幾つかの検証、実験はやっておるんですけども、まずはしっかりと隔離をして、そして確実に処理をするという方法をこちらは別途考えなければならぬ、そういう認識でございます。

○小野寺委員 稲わらもそうですし、それから瓦れきもそうなんです。国の方は、これは基準値以下だから畑にすき込んでも大丈夫、そういう話をしますし、あるいは、今お話しされた灰については、これは燃やして濃縮されても基準値以下だから大丈夫、そういうお話をされるんですが、それを実際やらなきゃいけないのは自治体なんですよ。

自治体の首長は、常に住民からの相当の意見と相当の圧力にさらされています。申しわけないんですが、ここで細野大臣がさらっと爽やかな言葉でお話をされますが、これを実際やる羽目になっている自治体の人たちは、大変な、血のじむ、それこそ額にしわを寄せているわけですよ。ですから、国会でお話をされるのではなくて、私は、

ぜひ被災地に行つて、大臣みずから、これは大丈夫なんだ、そう言つて住民の前に説明に立つような、そういうことをやっていたきたい。そうじゃないと、全て何か自治体の首長任せということになっている。こういう今の前に進まない状況があります。

ぜひ先頭に立つて、逆に言えば、この灰についても大丈夫なんだということを現地で御説明いただき、あるいは、それを埋設することについてもこれは大丈夫だから埋めてくれということも国としてしっかりと指示していただく、そういうおつもりはあるでしょうか。

○細野国務大臣 いつでも参りたいと思います。もちろん、これまでも、例えば広域処理をする場合に、被災地の外側で不安を持たれている方については直接説明をさせていただいた機会というのがございます。また、地元の首長の方や関係の行政の方々には私も直接何度か説明やお話をさせていただいております。さらに、住民の皆さんの中で、私が伺うことで話を聞こうというふうな思っていただけの方がいらっしゃるようであれば、被災地にはいつでも参りたいというふうに思います。

○小野寺委員 それから、もう一つ心配なのは、実はアスベストの問題です。

従前から、アスベストが中皮腫の大きな原因になると言われています。これは長い時間かかって出てきます。

今、瓦れき、これは実はまだ解体されていないものがたくさんあります。そして、昔アスベスト

を使つた建材もたくさん残っています。私の気仙沼もそうですし、石巻も恐らくそうだと思います。これをこれから実は解体していくことになります。まだ実は全部壊していない。これから一番大きな問題のものをどんだん壊していく。

そうすると、アスベストに直接被災することも当然あります。誰が一番危険かという点、作業員です。あるいは、瓦れきを積んでおく、これから瓦れきの処理をする近隣の住民です。これが一番危険な状況に今後なります。ところが、ほとんどアスベストについての知識がない。

そして、アスベストの所管は、実は他省庁にまがります。例えば、空気中の問題とか基準については環境省。ですが、実際に建物の中で作業する方の問題に関しては厚生労働省。あるいは、アスベスト自体の産業的な規制については経済産業省。山ほどの役所がかかわっていて、実は、それではなかなか規制の法律もできない。規制対象のさまざまな啓蒙普及もできない。

私は、これからいよいよアスベストの解体に入るときに、ぜひ、作業員とか地方自治体の職員とか、こういう方に適正な知識を与えて、簡単なマスクでは防げないらしいです。そして、これが出てくるのは数十年先。ぜひ、これからのことを考えて、しっかりした対応をお願いしたいと思いたすが、いかがでしょうか。

○細野国務大臣 このアスベストの被害というのは、放射性物質、場合によってはそれ以上にはつきりとした健康被害がありますので、非常に重要だと思っております。

私も若干体験がありまして、阪神・淡路大震災のとき、二カ月現地において、もうもうとした中で、当初みんなマスクをつけずに作業をしていて、ある時期からアスベストということが話題になったんです。あのときのことを考えると、今回は同じ轍を踏んじやいかぬというふうに思っております。環境大臣になりましてからすぐ、そのことについては関係の担当者に指示をいたしました。

縦割りは許されませんので、国土交通省、さらには経済産業省、厚生労働省、そこも含めてしっかり現場でアスベストの飛散がないようにチェックをできるような体制をつくっているつもりであります。ただ、万が一にもそういうことが現実に対応ができていないということがあつてはいけませんので、とにかくできる限り巡回をふやして、そういうことがないようにということをやっております。

もちろん、自治体や我々国もやるんですが、これだけであるとやり切れない部分が出てくるので、先日、日本アスベスト調査診断協会の方に来ていただいて、全国にそういう事業者の方がおられますので、申しわけないけれども、できればボランティアで巡回をしていただけないだろうかというお願いを既にしております。それで、既にやっていたいただいています。

一番危ないのは解体現場です。仮設の置き場は安全性は我々が確認しております。一番危ないのは解体の現場ですので、ですから、そこできっかりと安全に配慮した作業が行われて、作業員の皆さんはもちろん、地域の皆さんにも御心配を

いただかないように、そこは全力でやります。

○小野寺委員 ぜひお願いしたいと思います。

今まで、こういう復興の問題、これを最前線でお話をさせていただきました。そろそろ震災から一年近くになります。そろそろここで当時のことを改めて検証する時期だと思えます。

最近、地震が多発しています。今回、私どもが被災したこの津波、もしかしたら日本全国の地域でも今後危険があるかもしれない。そういう中で、あの津波発生直後、何が行われたかということとを改めてきょう、ちよつと検証したいと思っております。

きょうは気象庁長官に来ていただいています。確認をしたいと思えます。

実は、きょう、パネル、資料がございますが、発生当時、三月十一日、その日、十四時四十六分に地震が発生しました。そして、その三分後に気象庁は津波警報を出しました。宮城は最大六メートル、岩手、福島は最大三メートル。そして、三時十四分ごろ津波が来襲しました。幾つかの波に分かれましたが、最大浸水深、ずぼつとつかったところは十六メートル、最大遡上、波が上がつたところは四十メートル、が最終的に来ました。そして、ほぼ同時に気象庁は津波警報の修正をしました。宮城は十メートル以上、岩手、福島は六メートル。そして、それからまた十五分後に津波警報を十メートル以上ということで修正をしましたが、もう既に津波は来て、多くの方が津波の中にのまれている状況でした。

この一連の流れについて、間違いないかどうか、

気象庁に確認をしたいと思えます。

○羽鳥政府参考人 お答えします。

津波警報の発表の経緯は、先生の御指摘のとおりでございます。

○小野寺委員 きょうは官房長官に来ていただいています。何が起きたかをお話しします。

気象庁が一番初めに発表したこの津波警報、宮城最大六メートル、岩手、福島三メートル、この高さを見て、高さを聞いて、各自自治体は何を判断したか。消防団は何を判断したか。海岸に行つて門を閉めれば、防潮堤を閉めればこれは防げる高さだ、みんなそう考えたんですよ。あるいは、家だつて、三階にいればこれは大丈夫だ。南三陸は、防災庁舎三階の上まで行きましたが、この一報を聞けば、防災庁舎の三階にいればこれは問題ない。石巻の大川小学校だつて、この第一報であれば、ほかに逃げなくなつたつて大丈夫と判断したかもしれない。これだつたんですよ。

今回、消防団の方が二百四十二名、消防職員が二十三名亡くなっています。行方不明者も今でもおります。気象庁の予報の第一報、この低い予報が多くて住民の命を奪ってしまった、あるいは防災に駆けつけた消防団員の命を奪ってしまった。このことについて、改めて気象庁長官にこの反省について伺いたいと思っています。

○羽鳥政府参考人 お答えいたします。

今回の巨大地震につきましては、その当時における最善の技術力を行使して発表したと考えてございますが、実際には、先生御指摘のとおり、大きな乖離があったということで、我々の技術力が

十分及ばなかったということを感じ、大変申しわけなく思っているところでございます。

我々の責任としましては、今回の大きな被害の教訓をしっかりと受けとめて、津波警報の改善に生かし、津波防災対策の強化につなげていくことと考えてございます。

○小野寺委員 長官、今回の津波はどれだけのものが来るかわかつていたんですよ。わかっていたんですよ。ちよつとお話しします。

ここに二枚の資料があります。実は、三陸地方、津波の心配があるから沖合にGPSの沖合波浪計というのを浮かべていて、そしてそこに来た波の高さで、津波が何メートル来るか、コンピュータソフトでその予測のシミュレーションをやっていたんですよ。そして、そのやった数字、これは実は後でデータがちゃんと入つてわかつたんです。左が、今回の津波が来て沖合で観測したデータが入つて出た浸水域、右は、気仙沼ですが、実際に来た浸水域、同じなんです、予測できたんですよ。

そして、今回、沖合の波浪が約六メートルでした、GPS波浪計。通常、そこから想定される沿岸に来る津波の高さというのは、経験則で四倍から五倍と言われています。二十数メートルから三十メートルが来ると。もしこのデータを生かしていたら、わかっていたら、これはできたんですよ。気仙沼市役所はこのソフトもデータも持っていました。残念ながら、震災でラインが切られて、このデータを入れることができませんでした。これを活用してくれ、このオンラインソフトを活用

してくれと何度も何度も私はこの国会の場で言っております。

二〇一〇年三月十一日、ちようど大震災の丸々一年前です。このときに国会の災害対策特別委員会、このGPS波浪計を使い、これをオンラインでコンピュータに結び、そしてそれを気象庁使つてくれと言つたんです。そうしたら何で断られたか。波浪計の予算は国土交通省の港湾局だ、気象庁は気象業務法があるからこんな使えない、参考だ、これで断られた。だけれども、こんなことが起きたら大変だから何とかしてくれと。ちようど一年前の三月十一日、衆議院の災害対策特別委員会、ここで私は質問しています。

そのときの担当大臣、申しわけないですが、中井委員長です。覚えていらつしやいますか、私の質問。お伺いします。

○中井委員長 いや、記憶にありません。まことに申しわけないことです、記憶にありません。

○小野寺委員 もう起きてしまったことを、今さらのことはありませんが、後で議事録を見ていただければ、そのときに指摘した、そして、このときにちゃんとオンラインでつながつていれば、市役所にも、そして気象庁にも、実はこの沖合波浪計のデータというのは気象庁には行つておりませんでした。このときも実は行つていたんです。けれども、気象庁は、私たちが予報を出すときには今までもずつとやってきた仕組みがあると。

この一番最先端、沖合にどのぐらの波が来た、海岸にどのぐらの波が来るか、一番わかりますよ、これは。実はそのデータは第一報では無視

をした。そして、その後、津波が来た後に、これは大変だ、こんなのが来ちゃったということ、急にその沖合波浪計のデータを少しずつ計算して、だんだんだんだん、津波が来ちゃった後に修正、修正している。それでも低い。こんな、津波が来た後にいざ出されても困るんですよ。もうみんなのみ込まれているんですよ、この中に。

では、復興大臣に質問を。

○平野（達） 国務大臣 気象庁の第一報、岩手県は三メートル、宮城県は六メートルでした。そして、岩手県の場合は、地震発直後から津波の最大波が到達するまで大体三十何分です。そして、その後、気象庁の修正がなされたのが十五時三十分ですね、十メートル以上。そのときにはもう岩手県は壊滅しております。

この問題につきましては、実は津波専門会議等々で、昨年の五月に立ち上げた検討会議で私がいち早く問題提起をしまして、気象庁にこの原因を究明させています。気象庁は、実はこの問題については発直後から問題を意識してまして、自分で検討委員会を立ち上げておりました。今、一連の経緯がございまして、今回、津波の防災の警報の出し方について大きく変えたというのは、その検討の流れであります。

ただ、その中でさまざまな問題が出てまいりました。例えば、地震計はマグニチュード八を超えますと正確な予測するのに時間がかかるということがわかっていながら、何もしてこなかった。それからあと、GPSについても、これは実は気象庁にもデータは流れていましたし、気象庁から

も公表しています。公表していますが、これをどのように解釈するかということについての、要するに具体的な手法がきっちり周知徹底されていなかった。これについては、どうするかということについて今検討しております。

いずれ、先ほどいろいろな、さまざまな問題がありました。御提案いただきましたけれども、私どもは、この第一報がどういうふうな影響があったということについても、ある程度のアンケート調査を実施していますし、これからも詳細なデータは集めなくちゃならないというふうに思っています。

ただ、全ての方々がこの情報入手していたかといえますと、御案内のとおり、十四時二十六分、即ブラックアウトです。大部分の方は実は気象庁の情報を知らなくて、ただし、消防団は無線で知っています。無線で知りながらその情報をやったというのは事実でございます。

こういったことについても詳細な記録の調査をしながら、今回の反省すべき点、多々あります。多々ありまして、これはまだまだ今検証途中でありますけれども、こういった問題も含めて、特にこの問題は大きな問題でありますので、ある意味においては、私は、これは気象庁の存在意義にかかわるぞということまで申し上げました。申し上げましたけれども、気象庁としても、繰り返しになりますけれども、かなりこの問題については御自身の問題として意識して、今検討作業を進めている、検証作業それから対策を進めているということは申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、あわせて、GPSということもありますけれども、もう一つ申し上げたいのは、やはり今回の被害は、GPSでも何でもいいんですが、地震が起きて津波が来るまでどういうことができるか、物すごく限られています。正確な情報が来たとしても、どうやれば情報を伝達できるかという問題があります。これはこれで重要な問題がございまして、ただ、私は、今回の最大の津波の教訓というのは、大きな地震が来たらとにかく逃げる、情報が来なくても逃げる。それから、市町村は、できるだけ、大きな地震が来たときには逃げろという警報を出すということが最大の教訓ではないかということも、ちよつとあわせて申し上げさせていただきますと思います。

ここは多分共感できると思います。

○小野寺委員 陸前高田市、ここは三メートルという予報、そして多くの消防団の方が、あそこ大きな、陸前高田の高田松原のところの防潮堤の作業に行きました。そして、津波にのみ込まれて亡くなった方が大変多い。これは、申しわけないんですが、気象庁のこの発表、これが大きな問題だったと思います。そして、何度も津波警報は聞くんですが、今まで余り当たったことがない。だから、今回来て、三十分たつても何も来ないから、みんなそろそろそろ戻っていつているんですよ、自分のうちに。そうしたら、どつと来ました。本当に、今さらのことを言っても仕方がないの、ぜひ、今回、こういう沖合の波浪計が一番正確、あるいは海底の津波計もあります。いろいろな、予知もそうですが、来たときのシミュレーシ

ョン、これを日本全国に張りめぐらせてください。もう東北のこのつらい思いは私たちだけで十分です。

これから恐らく、日本はこういう地域ですから、日本全国沿岸部、同じような心配があると思います。そこについて、ぜひ、この教訓を生かして気象庁にはしっかりと頑張っていたほしい、そう思っております。

では、大臣、お願いいたします。

○前田国務大臣 気象庁を監督しております国土交通大臣として、今の議論をお聞きいたしました。気象庁、確かに、非常にすぐれた専門家が集まっております。日常しっかりとやっております。今後、御指摘のことを踏まえて、気象庁がその持つ力、責任をしっかりと果たせるようにしてまいります。

特に、津波のみならず、豪雨のことであつたり、とにかく、これだけ大きな災害があるときには、いかに予知して、いかに避難をして、人の命を、人命被害を少なくするかということで、気象庁の持っている責任というのはますます大きいと思うんですね。火山もあります。九州地方ではかなり危ない情報も出ているわけです。さらに申せば、国際的にも、例えばあのタイのようなケースにおいても、衛星等を通じて、気象庁の持っている能力というのは世界的にも評価されているんですね。そんなことも含めまして、防災における非常に大きな責任というものを果たせるようにしっかりとやっております。

○小野寺委員 今、豪雪で大変です。さまざま、気象庁の予報や今回の警報、地震、そういうことを多くの方が頼りにしています。ですから、しっかりと、少しでも予知の精度が上がるように努力をしていただきたいと思います。

ここまでで防災関係は終わりですので、どうぞ、長官はお戻りになって結構です。ぜひ、今、豪雪で大変ですから、その方の対応の方もよろしくお願いいたします。

さて、残りの時間、大変言いにくい質問なんです。外務大臣に質問をしたいと思っております。内容につきましては、北京にあります日本大使館、この移転をめぐる中国との密約という問題についてお伺いをしたいと思います。

実は、北京の日本大使館、これは約七十億で今回新築工事ができました。そして、昨年七月に建物が完成をいたしました。そして八月、実は、この建物、中国側に建築確認の申請をしたら、中国側からだめと言われました。なぜかというところ、申請にない一部の増築があったということで、中国側からだめということと言われました。

だめと言われたので、実は、古い今の大使館は毎月家賃が二千万円以上かかっています。ですから、移れば移るほど税金がどんどん失われていく。一生懸命移りたいと思つたんでしょう。外務省はどうやったたらこの建築確認がおりますか、これを中国側に聞いたら、中国側は何と言つたかというところ、普通だつたら、建物の中のことを直す、この申請を直せば建築確認をおります、これが常識じゃないですか。中国から来た内容というのは、

きのう外交部会で確認をしましたが、今、日本にある、東京の大使館の公邸をつくりたい、広い土地、あるいは、さまざま問題になっている新潟の領事の土地、名古屋の領事の土地、ここについての便宜を図ってくれば日本の大使館の建築確認について配慮する、これをきのうの話では口頭と文書で言われたと。

そして、これに対して日本政府はどうしたかというところ、これは大臣の許可も得て、先月、一月十九日、日本大使館の口上書という形で、国際関係の法規、そして国内法にのっとり対応する、逆に言えば、配慮するという口上書を日本政府が出したと。そして、その二日後に建築確認がおりてめでたく引越できましたと。

私のところには、めでたく引越できましたという話は来なかつたんです。この口上書の話は知らなかつた。報道で聞いたので、まさかと思つて聞いたら、いや、出しましたと。

これというのは、構図からいうと、外務省が建築確認でミスをしたこと、これを中国側に尻尾をつかまれて、そして、日本にある住民が反対しているさまざま土地、こんなに領事館をつくるのに土地が要るのかというその指摘に関して、外務省として配慮するということを文書で出したということになりませんか。私、言ってみれば、これは日本政府が中国側の、政府ぐるみでハニートラップにかかつたんじゃないかと。

この口上書の有無と中国側の要求について、外務大臣にお伺いします。

○玄葉国務大臣 これは、在中国大使館事務所の

移転手続に係る調整の過程で、中国側から在日公館建設、施設の建設について、日本側の協力を得たいというふうな要請があったということです。

我が方は、一貫して、我が方が在中国大使館事務所、所の移転と中国側の在日公館施設の建設とは別問題であるとの立場を維持した上で、中国側の要請に関しては、我が国として、関連の国際法に従い、中国国内法令の範囲内で協力するという、いわば他国に対するものと同じ立場を表明したということとであります。その際、中国側から、日本側の立場を文書にしてもらえないかとの依頼があったため、口上書にして中国側に伝えたということとあります。

なお、御存じのように、ウィーン条約等で、中国に限らず、在日外国公館の整備の問題については、我が方としては、関連の国際法に従って、接受国として、公館の取得等を支援すべき立場にあり、国内法令の範囲で対応してきているということとなんですけれども、もつとざつとくばらんに申し上げますけれども、これはもともと二〇〇八年の六月なんです。二〇〇八年の六月に、実は、増床工事をする、確かに日本側のミスはあったんです、中国側にそのとき通報しなきゃいけなかったわけです、二〇〇八年の六月に。本来通報すべきだったのにしなかったというのは、二〇〇八年のときのミスなんだろうというふうに思います。

そのミスにつけ込もうとしたのかどうかは、これはわかりません。わかりませんが、その後、なかなか大使館の移転が進まなかったということで、私も、大臣になって相談を受けました。節目節目

で報告があったので、私からは、中国に対して国内の法令を超える対応はすべきではないということと、我が方大使館の移転の問題とこの中国の在日公館の建設問題は別の問題である、パートナーはだめだよ、こういう話を指示をしていたということなんです。

もつと具体的に言うくと、土地の話がされましたけれども、土地の話とかはありません。要請はありましたけれども、こつちで、それはもう別だという話で、断っていますので。

結局、他国から求められたらこれも行う内容ですけれども、さつき申し上げたようなことと、結局、在日中国公館の建設工事の請負に関する中国側の希望に関して、日本の国内法令に基づき、可能な範囲で、互恵の精神に立脚して協力していくんだ、そういう内容と、もう一つは……（発言する者あり）いやいや、そんなことないですよ。あとは、要員の査証ですね、それだけであって、土地の問題では全くありませんので、そこはちよつと誤解のないように。

つまり、ミスにつけ込もうとしたのかもしれないけれども、そうはさせなかったというふうに申し上げた方が正しいと思います。

○小野寺委員 済みません、実は、こういう口上書を中国以外の国に今まで出したことがないと聞いておりますし、今回、中国に対してこういう口上書を出したことは初めてだと聞いています。ということとは、なぜこんな異例なことをわざわざ口上書で出すのか。

委員長にお願いしたいのは、ぜひ、この日本政

府が出した口上書と、それから、中国側から要請は、これは文書で来たと言っていますので、その両方を提出いただけるよう、理事会の方で協議していただくようお願いしたいと思います。

○中井委員長 理事会で協議いたします。

○小野寺委員 以上で質問を終わります。

○玄葉国務大臣 何か、私、ちよつと言ひ間違えた部分があったみたいで、先ほど、中国側の要請に関して、我が国として、関連の国際法に従い、国内法令の範囲内で協力するという他国に対するものと同じ立場を表明したというふうな、もう一回申し上げたいと思います。

○中井委員長 これにて小野寺君の質疑は終了いたしました。